



**空き家の所有者には  
管理責任があります**

空き家を放置すると様々な問題が生じ、他人に危害を加えると、損害賠償を請求されることがあります。  
こんな状態で、周辺の迷惑になっていませんか？  
これらは一例であり、その他様々な問題があります。

**●景観や生活環境の問題**

- ・窓ガラスが割れたまま放置されている
- ・草木の繁茂や立木が隣地や道路にはみ出ししている
- ・動物がすみついている
- ・シロアリが大量発生している
- ・扉が施錠されておらず、不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている

**●保安上の問題**

- ・建物、塀などが傾いて倒れるおそれがある
- ・屋根や外壁が破損して、飛散するおそれがある

**●衛生上の問題**

- ・汚水、排水の流出により、臭気が発生している
- ・ごみの放置などにより、臭気が発生している
- ・ごみの放置などにより、ねずみ、蚊などが発生している

**空き家の適切な  
管理をしましょう**

- ・トラブルを避けるためにも次の事項に心がけ、適切に管理してください。
- ・ご近所や自治会と連絡先を確認し合い、異常があった際に連絡を取れるように備える
- ・定期的に施設や建物・塀などの状況を確認し、破損などがあれば修繕などを行う
- ・定期的に立木の剪定や雑草の除草を行う
- ・ご自身で管理ができない場合は、業者や知り合いの方に管理を依頼する
- ・軽易な管理については、シルバー人材センターでも代行可能（有料）です。詳しくは、直接お問い合わせください。（公社）加古郡広域シルバー人材センター ☎079(437)7386

**空き家の譲渡所得の  
3千万円特別控除について**

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日（平成28年4月1日から令和5年12月31日）までに、被相続人の居住の用に供していた昭和56年5月31日以前に建築された家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）または取り壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋または土地の譲渡所得から3千万円が特別控除されます。詳しくは、税務署へお問い合わせください。

なお、この特別措置を利用するために必要な書類のうち、「被相続人居住用家屋等確認書」については、都市計画グループで交付します。

**年金**

**国民年金の届出・手続きを  
必ず行ってください**

▼問合せ 加古川年金事務所 ☎079(427)4740  
保険年金グループ ☎079(435)2581

国民年金とは、日本国内に居住している20歳以上60歳未満の人すべてが加入する公的年金制度です。

届け出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。また、不意の事故や病気で障害が残ったり、万一、亡くなれば遺族基礎年金などが支給されなくなるおそれがあります。次のような場合には、市区町村役場への届け出が必要ですが、届け出を必ず行っていないと、大切な年金の権利を守ってください。

**20歳になったとき**

20歳になり厚生年金や共済組合に加入していない人は、国民年金の第1号被保険者となります。

市区町村役場に「国民年金被保険者資格取得届」を提出してください。

**会社を退職したとき**

会社などに勤めていて、厚生年金や共済組合に加入している人は、国民年金第2号被保険者となります。

第2号被保険者の人が6歳になる前に退職した場合は、国民年金の第1号被保険者へ変更となります。

市区町村役場に「国民年金被保険者資格取得届」を提出してください。

**被扶養配偶者では  
なくなったとき**

厚生年金や共済組合に加入している人（第2号被保険者）の被扶養配偶者の人（20歳以上60歳未満の人に限り）は、国民年金第3号被保険者となります。

第3号被保険者の人が、扶養されなくなった場合（※）には、第3号被保険者でなくなり、第1号被保険者となります。

市区町村役場に「国民年金被保険者種別変更届」を提出してください。

**保険料免除制度などを  
ご利用ください**

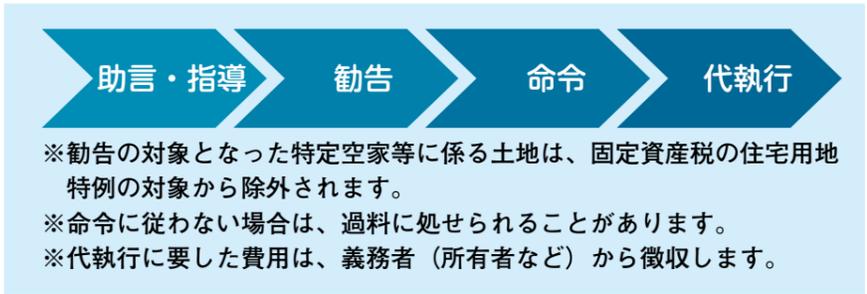
平成31年度の国民年金の第1号被保険者の保険料は、月額1万6千410円です。

国民年金の保険料を納めることが経済的に困難なときには、免除制度や学生納付特例制度があります。年金事務所または町役場へ申請することにより、保険料の納付が免除や猶予され、保険料の未納を防止できる場合があります。

**▼必要書類**

- ①年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの
- ②印鑑（朱肉を使うもの）

**措置の流れ**



**特定空家等に対する措置**

適切な管理が行われていない空き家を放置し続け、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定される「特定空家等」と判定されると、法に基づき措置により、状態の改善を求めるとなります。

特定空家とは次のような状態をいいます

- ・そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

**●空家等相談窓口**

空き家などに関する相談や苦情などについては、多岐の分野にわたるため、相談窓口を設置しています。（播磨町内にある空き家などが対象です）

▶対応時間 平日8:30～17:15（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

▶問合せ 都市計画グループ 計画チーム ☎079(435)2366

**●播磨町空家等バンク制度  
を設けました**

本制度は、町内にある空家等の物件情報を町ホームページなどに公開し、空家等の活用を促進するための制度です。バンクに登録できるのは、町内にある一戸建ての住宅が対象です。詳しい内容は、下記のホームページを参照ください。

<http://www.town.harima.lg.jp/toshikekaku/kurashi/machizukuri/toshi/akiya/akiyabanku.html>



**こんな時は届け出が必要です**

- ・収入が130万円を超えた
- ・離婚した
- ・第2号被保険者の配偶者が退職した
- ・老齢厚生年金をうける権利をもっている配偶者が65歳になって、第2号被保険者でなくなった